

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する御意見の概要及び御意見に
対する考え方

通し 番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(1)「栄養機能食品における下限値・上限値」関係	
1	「栄養成分の下限値・上限値」と「栄養素等表示基準値」との関係について、考え方のご教授をお願い致します。 栄養素等表示基準値が、栄養成分の下限値・上限値の範囲外となっている成分があります。具体的には、カルシウムやビタミン A、葉酸、ビタミン D 等です。例えば、ビタミン D では、栄養素等表示基準値が $9.0\mu\text{g}$、栄養成分の上限値が $5.0\mu\text{g}$ であり、栄養成分の上限値が栄養素等表示基準値を下回っています。 栄養機能食品の表示義務事項として、栄養素等表示基準値に占める割合がありますが、仮にビタミン D の栄養成分の最大上限値 $5.0\mu\text{g}$ を配合した場合でも、栄養素等表示基準値に占める割合は、56%ほどにしかありません。言い換えれば、栄養成分の上限値が栄養素等表示基準値を下回っている限り、栄養素等表示基準値に占める割合を 100%に近付けることは不可能です。 他方、日本版包装前面栄養表示ガイドラインでは、栄養素等表示基準値に占める割合を「1 日の摂取目安に対する割合」とされています。つまり、これは栄養素等表示基準値は「1 日の摂取目安量」に相当するものという考え方に基づくものと思われます。また、消費者においても栄養素等表示基準値に占める割合は、1 日の摂取目安量に対する割合と認識しており、上述のような製品を見た場合、「56%」しか含まれていないのかと過小評価されることに繋がりがかねません。なお、この 56%というのは、仮に上限最大値を配合した場合であり、実際の場合は、上限値を逸脱しないようもっと少ない配合を行うこととなりますので、	栄養機能食品は、栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして当該栄養成分の機能の表示をする食品です。栄養素等表示基準値は、日本人の食事摂取基準（2025 年版）の 18 歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口に基づき加重平均した値であって、1 日当たりの栄養素等摂取量の目安であり、この 1 日当たりの栄養素等摂取量には、食事からの習慣的な摂取量が含まれます。 今般の栄養機能食品における上限値の設定に当たっては、国が定める上限値である以上、安全性の確保が特に重要であることを検討の際のポイントとして示しており、慎重に検討を行いました。 御意見にある栄養成分は、日本人の食事摂取基準において耐容上限量（UL）が設定されている栄養成分です。日本人の食事摂取基準において、UL は、「健康障害をもたらすリスクがないとみなされる習慣的な摂取量の上限」であり、「できるだけ接近することを回避する量」とされています。そのため、食事からの習慣的な摂取量と栄養機能食品から摂取し得る摂取量の両方を考慮した上で、UL を超えることがないように上限値を設定する必要があります。 こうした考え方に基づき算出方法を整理しており、UL が設定されている栄養成分においては、UL から日本人の平均的な摂取量を差し引いた値と医薬部外品 1 日最大分量を比較して低い方の値を上限値として設定することとしています。 なお、上限値の算出方法において、UL も医薬部外品 1 日最大分量も設定されてい

1 続き	実際の製品では 40%などと、50%を下回る割合になることが想定されます。消費者目線に立ってみた場合、「栄養素等表示基準値に占める割合：40%」というような表示の製品に対する印象は容易に想像できます。 このような背景からも、栄養成分の上限値を設定する際には、栄養素等表示基準値も考慮すべきではないのでしょうか？（下限値は、栄養素等表示基準値からの 30%算出は存じています。） 栄養素等表示基準値が、栄養成分の下限値・上限値の範囲内になるような規格設計にすべきではないのでしょうか？ また、本来の国民の健康維持・増進のための栄養補助、栄養機能食品の普及促進などの観点からも、栄養素等表示基準値に占める割合を 100%に近づけるような仕組みや制度設計にすべきではないのでしょうか？	い栄養成分は、栄養素等表示基準値を上限値として設定することと整理しています。
2	栄養成分の上限値引き上げについて、より慎重な安全マージンの設定を求めます。 改正案では、亜鉛（15mg→17mg）、マグネシウム（300mg→320mg）など一部栄養成分の上限値が引き上げられています。栄養機能食品は複数商品を併用するケースも想定されるため、単一成分の理論上限値だけでなく、実際の複合摂取（同一成分を含む複数商品の重複摂取）による過剰摂取リスクについて、より保守的な安全マージンを設定するか、重複摂取のリスクに関する注意喚起を今まで以上に強化していただくよう求めます。 （同旨意見ほか 1 項目）	栄養機能食品における上限値の設定に当たっては、国が定める上限値である以上、安全性の確保が特に重要であることを検討の際のポイントとして示しており、慎重に検討を行いました。上限値の設定においては、食事からの習慣的な摂取量と栄養機能食品から摂取し得る摂取量の両方を考慮した上で、日本人の食事摂取基準も踏まえながら算出方法を整理しています。 また、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 7 条「栄養機能食品に係る栄養成分の機能」の項の 1 の 8 において、1 日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合を表示することとしています。そのため、表示を確認することにより、当該栄養機能食品に含まれる栄養成分の量が栄養素等表示基準値のどの程度を占めるかを知ることができます。 消費者庁としては、消費者が栄養機能食品を適切に利活用できるよう、当該制度の周

2 続き		知や普及啓発に努めてまいります。
---------	--	------------------

通し 番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(2)「栄養機能食品における栄養成分の機能の文言」関係	
3	個々の改正趣旨を明確にして意見募集すべきである。「亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。」をはじめとして削除されている部分があるが、現在は否定されているのか。	御意見にある「亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。」については、「令和7年度第1回栄養機能食品に関する検討会」(2025年10月8日)及び「令和7年度第2回栄養機能食品に関する検討会」(2026年1月21日)で議論を行い、「たんぱく質や核酸の代謝を助ける」機能の結果として、「皮膚や粘膜の健康維持を助ける」機能があり、「たんぱく質や核酸の代謝を助ける」機能は、「皮膚や粘膜の健康維持を助ける」機能に至る途中の機能であることから、他の栄養成分の機能の文言との平仄も考慮し、最終的な機能を表示することがよいとの意見を踏まえ、削除することとしました。
4	亜鉛について「たんぱく質や核酸の代謝を助ける」を削除するのではなく「タンパク質や核酸の代謝を手伝い」、「皮膚や粘膜の健康維持を助ける」としてもよかったのではないのでしょうか。	なお、本検討会においては、消費者、食品関連事業者、有識者等に各々の立場から御議論いただきました。栄養機能食品における栄養成分の機能の文言に係る改正事項の背景や趣旨、考え方等の詳細については、「令和7年度栄養機能食品に関する検討会取りまとめ」において公表しています。
5	他に同じ機能を有する栄養素がある栄養素であっても、「栄養素」であることに変わりはないことから、必ずしも「栄養素のひとつ」であることを強調する必要はない。また、他に同じ機能を有する栄養素があるかどうかを科学的に厳密に証明するのは困難であることから、「栄養素です」という文言と「栄養素のひとつです」という文言の使分けも、恣意的である。そして、商品の包装のスペースは、限られていることから、表示すべき文言は、できるだけ短い方が望ましい。更に、「栄養素です」という表示を「栄養素のひとつです」という表示にしても、別に消費者にとって意味が分かりやすくなる	栄養成分の持つ機能については、当該栄養成分のみを補給・補完しても機能を発揮できないものがあることや、同じような機能を持つ栄養成分が複数存在することに留意が必要であることから、該当する栄養成分については、消費者及び食品関連事業者等に当該機能を持つ栄養成分の一つである旨を分かりやすく伝えるため、現行の「栄養素です。」を「栄養素のひとつです。」に改めました。また、栄養機能食品の対象となる栄養成分のうち、ある機能を有する栄養成分が一つのみである場合に限り、文末表現を「栄養素です。」と整理しました。なお、栄養機能食品における栄養成分の機能の文言の改正に向けては、令和3年度

5 続き	わけではない。 したがって、「栄養素のひとつです」という文言を使うのを止め、「栄養素です」という文言に統一すべきである。 (同旨意見ほか3項目)	「栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業」において、機能表示の見直しにおける方針を検討・整理し、令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査事業」において、令和3年度に整理した見直し方針に基づき、栄養成分の機能表示の見直し原案を作成しました。 これらを踏まえ、本改正案は、令和7年度に開催した「栄養機能食品に関する検討会」において消費者、食品関連事業者、有識者等に各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しています。
6	「栄養素のひとつです」としているところと、「栄養素です」としているところがあるが、前者に統一しなくてよいのか。	
7	「栄養素のひとつです」の言葉で問題ないとおもいました。	賛同の御意見として承ります。
8	改正案の栄養機能食品の栄養成分の機能で、複数文に分かれているものが多くなりました。食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドラインや食品表示基準 Q&A に、栄養成分の機能の表示事例を載せて頂ければと思います。 Q1. 栄養機能食品の栄養成分の機能の文章について、食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン第5版にあるように、下記の場合は1文にまとめてしまっても問題ないでしょうか。 ・一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養機能表示や注意喚起表示を行う際、当該栄養機能表示や注意喚起表示が同一の場合。 例) パントテン酸及びビタミンB₁は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です ・一つの栄養成分に二つ以上の栄養機能表示がある場合。 例) ビタミンDは、カルシウムの吸収を助ける栄養素であるとともに、骨を作るのを助ける栄養素のひとつです。 Q2. 栄養機能食品の栄養成分の機能で、複	栄養機能食品における栄養成分の機能の文言の改正に向けては、令和3年度「栄養成分の機能表示等に関する調査・検討事業」において、機能表示の見直しにおける方針を検討・整理し、令和5年度「栄養機能食品における栄養成分の機能表示の見直しに係る調査事業」において、令和3年度に整理した見直し方針に基づき、栄養成分の機能表示の見直し原案を作成しました。 これらを踏まえ、本改正案は、令和7年度に開催した「栄養機能食品に関する検討会」において消費者、食品関連事業者、有識者等に各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しています。こうした議論の詳細は、「令和7年度栄養機能食品に関する検討会取りまとめ」において示しているところです。 本改正案の作成に当たっては、 ・最新の科学的根拠に沿った表示とすること。 ・消費者及び食品関連事業者が容易に理解でき、かつ、短い栄養成分の機能表示を設定すべきであること。 ・当該栄養成分が補酵素等の役割を果たす

8 続き	数機能がある場合があります。例えば、ナイアシンとビオチンで栄養成分の機能を表示する場合、栄養機能表示が同一の部分はまとめて、同一でない部分のみ別文章とする表示でも可能でしょうか。 例) ナイアシン及びビオチンは皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。 ナイアシンは、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。 Q3. 栄養成分の機能の文章ですが、栄養成分と栄養成分の機能文章の対応がはっきりわかるようにすれば、下記のように表示しても問題ないでしょうか。 ビタミン D：カルシウムの吸収を助ける栄養素です。 骨を作るのを助ける栄養素のひとつです。 (同旨意見ほか3項目)	ことで代謝経路等に影響する場合については、文末表現を「～を助ける栄養素のひとつです。」とすること。なお、具体的な機能等が、消費者及び食品関連事業者の双方にとって理解しにくい表現である場合にあっては、文末表現を「～の健康維持を助ける栄養素のひとつです。」とすること。 ・当該栄養成分が組織や器官の主な構成要素である場合（代謝経路等において主な構成要素である場合を除く）については、消費者及び食品関連事業者構成要素である旨を分かりやすく伝えるため、文末表現を「～を作るのに必要な栄養素のひとつです。」とすること。 ・消費者及び食品関連事業者に当該機能を持つ栄養成分の一つである旨を分かりやすく伝えるため、文末表現を「栄養素のひとつです。」とすること。なお、栄養機能食品の対象となる栄養成分のうち、ある機能を有する栄養成分が一つのみである場合に限り、文末表現を「栄養素です。」とすること。
9	栄養成分の機能について、表示事項が増えた栄養成分が散見されます。一つの栄養成分に二つ以上の栄養機能表示がある場合に、一部の文言を省略可能となっていますが、「栄養素のひとつです。」と「栄養素です。」と表現される機能について、「栄養素のひとつです。」あるいは「栄養素です。」の何れかの表現にまとめることは不適切と考えてよいでしょうか。	等の観点に基づき検討しました。 栄養機能食品における栄養成分の機能の文言は、表示内容の主旨が同じものであっても食品表示基準別表第 11 で定める栄養成分の機能に変化を加えたり、省略したりすることは認められないとしています。ただし、一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養成分の機能を表示する際や一つの栄養成分に二つ以上の栄養成分の機能がある場合においては、まとめて表示しても差し支えないとしています。こうしたまとめ方については、従前の考え方に変更はありません。 また、本改正に併せて、「食品表示基準について」(平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知)を改正し、これまでと同様に表示例をお示ししています。

10	食品表示基準第7条において、栄養機能食品に係る栄養成分の機能についての表示が規定されていますが、その中で、栄養成分の機能の表示は、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる別表第11の第1欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第2欄に掲げる量以上であるものについて、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を記載して行う。 となっております。 今回の改正にて第3欄の機能が一つの栄養素に対して複数に分割されたものもございますが、例えば鉄とビタミンCの両方を栄養機能食品として表示する場合、ビタミンCの栄養機能の三つ全て表示することとなります。 一方で、全ての栄養機能を表示することで、鉄及び鉄の吸収を助ける栄養素を使用していることが消費者に正しく理解いただけないことが危惧されます。 第3欄に複数栄養機能が掲げられている場合、全て又は任意の栄養機能を表示することが出来るよう、第7条についても改正することを要望いたします。	食品表示基準第7条「栄養機能食品に係る栄養成分の機能」の項の3において、栄養機能食品における栄養成分の機能の表示は、食品表示基準別表第11の第3欄に掲げる事項を記載することとしています。また、「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)の「4(1) 栄養機能食品に係る栄養成分の機能」において、表示内容の主旨が同じものであっても食品表示基準別表第11で定める栄養成分の機能に変化を加えたり、省略したりすることは認められないとしています。 一つの栄養成分に二つ以上の栄養成分の機能がある場合において、一つの機能の文言のみを表示することで、消費者が同じ栄養成分の栄養機能食品にもかかわらず異なる機能の文言の表示がされた栄養機能食品を複数選択して重複摂取することにつながる可能性があります。こうした重複摂取を回避する観点も踏まえ、栄養機能食品においては、食品表示基準別表第11の第3欄に掲げる栄養成分の機能を全て記載することとしています。
----	---	--

通し 番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(3) 経過措置期間関係	
11	経過措置期間中の新旧基準品混在による消費者の誤認防止を求めます。 改正後の基準に基づく表示品と、経過措置期間中の旧基準品が市場に混在する期間において、消費者がどちらの基準に基づく表示かを容易に判別できるよう、経過措置期間中の表示区分の明確化（例：経過措置適用商品である旨の表示等）を検討いただくよう求めます。	御意見として承ります。
12	栄養素等表示基準値や特定原材料等に関する法改正の経過措置期間が 2027 年度末製造分まで、かつ本件の経過措置期間が 2029 年度末製造分までと、法改正による製品パッケージ改版が立て続けにあり、事業者負担が大きい。特に、今回の法改正は栄養機能食品としての上限値・下限値が見直されていることから、製品設計（配合量調整や経時減衰の確認）の変更を要する場合もあり、相応の開発期間がかかる。そのため、経過措置期間については、先の法改正対応が終了してから 3 年間の猶予として 2030 年度末製造分までとしていただきたい。また、今後も日本人の食事摂取基準の見直しなどに応じ、栄養素等表示基準値や栄養機能食品の上限値・下限値に関する法改正が起こると思われるが、製品パッケージの改版が一度で行えるよう改正法の施行日や経過措置期間については考慮いただきたい。	本改正においては、栄養機能食品における栄養成分の下限値・上限値の改正を行うことから、食品関連事業者においては製品設計の変更が生じるとともに、栄養成分の機能の文言や摂取をする上での注意事項の改正により、容器包装の改版も必要になり、こうした対応に一定程度の時間を要することが想定されます。これらを踏まえ、公布日を施行日とした上で、経過措置期間を令和 12 年 3 月 31 日まで設けています。

通し 番号	御意見の概要 (4) その他の御意見	御意見に対する考え方
13	本改正案について、慎重な再検討を求めます。 栄養機能食品制度において、消費者に分かりやすい表示を行うこと自体は重要です。しかし、今回の改正案では、栄養成分の機能表示の文言が、消費者に対して当該栄養素やサプリメント等の摂取がより必要であるかのような印象を与えるおそれがあります。 特に、「健康維持を助ける栄養素のひとつです」といった表現から、「健康維持を助ける栄養素です」といった表現へ整理される場合、消費者には機能性がより断定的に示されているように受け止められる可能性があります。 栄養機能食品は、個別の商品ごとに国が有効性や安全性を審査し、効果を保証している制度ではありません。 一定の基準を満たした場合に、事業者の責任において栄養機能を表示できる制度である以上、表示文言は消費者の誤認を防ぐ方向で、より慎重に設計されるべきです。消費者が、国が当該商品を推奨している、又は当該商品を摂取しなければ健康維持ができないと誤解することがないように、明確な注意表示を義務付けるべきです。 また、栄養摂取は本来、日々の食事を基本とすべきです。 栄養機能食品やサプリメントは、食生活を補助するものであり、通常の食事に代わるものではありません。 そのため、機能表示を強める方向ではなく、「栄養はまず通常の食事から摂取することが基本である」ことを、より明確に表示する必要があります。 さらに、栄養機能食品の表示が分かりやすくなることによって、消費者が必要以上にサプリメントを購入・摂取する方向へ誘導	栄養機能食品は、栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして当該栄養成分の機能の表示をする食品であり、身体の健全な成長及び発達並びに健康の維持に必要な栄養成分の補給に寄与するものです。 栄養機能食品における義務表示事項については、食品表示基準第7条「栄養機能食品に係る栄養成分の機能」において、「バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言」として、必ず「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示しなければならないと規定しています。また、同条において、「消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨」として、必ず「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示しなければならないと規定しています。 摂取をする上での注意事項の見直しにおいては、当該注意事項が設定された背景、根拠等を確認の上、日本人の食事摂取基準（2025年版）、通知、指針等を参考にし、慎重に検討・確認を行いました。例えば、カリウムの栄養機能食品においては「腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。」、ビタミンKの栄養機能食品においては「血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。」といった注意事項を引き続き表示することとしました。くわえて、全ての栄養機能食品において、摂取をする上での注意事項として、「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。」を引き続き表示することとしました。消費者庁としては、消費者が栄養機能食品を適切に利活用できるよう、当該制度の周

13 続き	されることを懸念します。 特に、高齢者、妊娠中の方、持病のある方及び複数のサプリメントや医薬品を併用している方については、過剰摂取や相互作用のリスクも考慮すべきです。 健康食品市場の拡大を優先するのではなく、消費者の健康保護と誤認防止を最優先にした制度設計を求めます。 以上の理由から、本改正案については、栄養機能食品の表示文言が消費者に過度な期待や必要性の誤認を与えないよう、表現をより慎重に見直すべきです。 あわせて、個別商品について国が効果を保証しているものではないこと、栄養摂取は通常の食事を基本とすること、過剰摂取には注意が必要であることを、消費者に分かりやすく明記することを求めます。 (同旨意見ほか2項目)	知や普及啓発に努めてまいります。
14	検討会構成員の選定における利益相反排除の徹底を求めます。 「栄養機能食品に関する検討会」の構成員選定にあたり、関連する食品・サプリメント製造事業者等との利害関係の有無を明確に開示し、中立性・独立性を担保する体制を今後も維持・強化していただくよう求めます。	今般の「栄養機能食品に関する検討会」における議論は、栄養機能食品の制度上、許認可に係るものではないことも踏まえ、消費者、食品関連事業者、有識者等の様々な立場からの御意見を考慮し、議事を進めてきたところです。
15	今回の「食品表示基準の一部改正案」、特に栄養成分(脂肪酸1種類、ミネラル6種類、ビタミン13種類)に関する機能表示の整理について、生活者として賛成します。今回のように、表示できる機能を限定し、文言を明確化する取り組みは、消費者が誤解なく商品を選べる環境づくりに大きく寄与すると感じます。 また、栄養成分の機能表示については、下限値・上限値・注意事項が明確化される点を高く評価します。特に子ども向け食品や、摂取量管理が難しい形態(グミ、キャンディ、飲料など)では、過剰摂取のリス	賛同の御意見として承ります。

15 続き	クが現実的に存在します。生活者として、 摂取量の目安や注意書きがより分かりやすくなることを望みます。	
----------	---	--